

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業

優先交渉権者選定基準書

令和4年10月11日（火）

箱根町

可燃ごみ中継施設等整備・運営事業 優先交渉権者選定基準書

目次

1. 総則	1
2. 事業者の選定方法	1
3. 審査の枠組み	1
1) 資格審査	3
2) 提案審査	3
4. 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法	4
1) 非価格要素審査における点数化方法	4
2) 価格審査の点数化方法	6

1. 総則

本優先交渉権者選定基準は、箱根町（以下「本町」という。）が可燃ごみ中継施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）の事業者を募集・選定するにあたって、公募に参加しようとする応募者又は応募グループ（以下「応募者等」という。）を対象に配布する公募説明書と一体となるものである。

本優先交渉権者選定基準は、本事業を実施する事業者を選定するにあたって、応募者等のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、応募者等が行う提案について、具体的な評価の方法及び評価の視点を示すものである。

2. 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法は、本事業の特性を踏まえ、価格のほかに技術等の提案、事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより実施する。

本事業は、可燃ごみ中継施設等整備工事及び長期包括運営委託を実施するため、専門的な技術やノウハウにより、箱根町環境センターの建屋等を活用し、可燃ごみ中継施設へ転用するとともに今後、15年の本施設の長期包括運営委託を行うものである。そのため、可燃ごみ中継施設等整備工事及び長期包括運営委託に関する技術、事業遂行能力及び提案価格を総合的に評価することにより優先交渉権者を決定し、優先交渉権者と基本協定の締結、契約協議、事業契約を行い、事業者を選定する。

3. 審査の枠組

審査は、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案審査」で構成される。

資格審査では、応募者等の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できた応募者等だけが第2段階の提案審査を受けることができる。なお、提案審査を行う前に施設に対する考え方、安全対策や事業効率性の考え方等について競争的対話を実施する。

第2段階の提案審査は、「基礎審査」、「非価格要素審査」及び「価格審査」で構成され、非価格要素審査及び価格審査については、事業者選定委員会において提案内容を評価・審査する。その結果を受けて、本町が優先交渉権者を決定する。

募集要項の公表から事業契約の締結に至るまでの流れは、図1に示すとおりである。

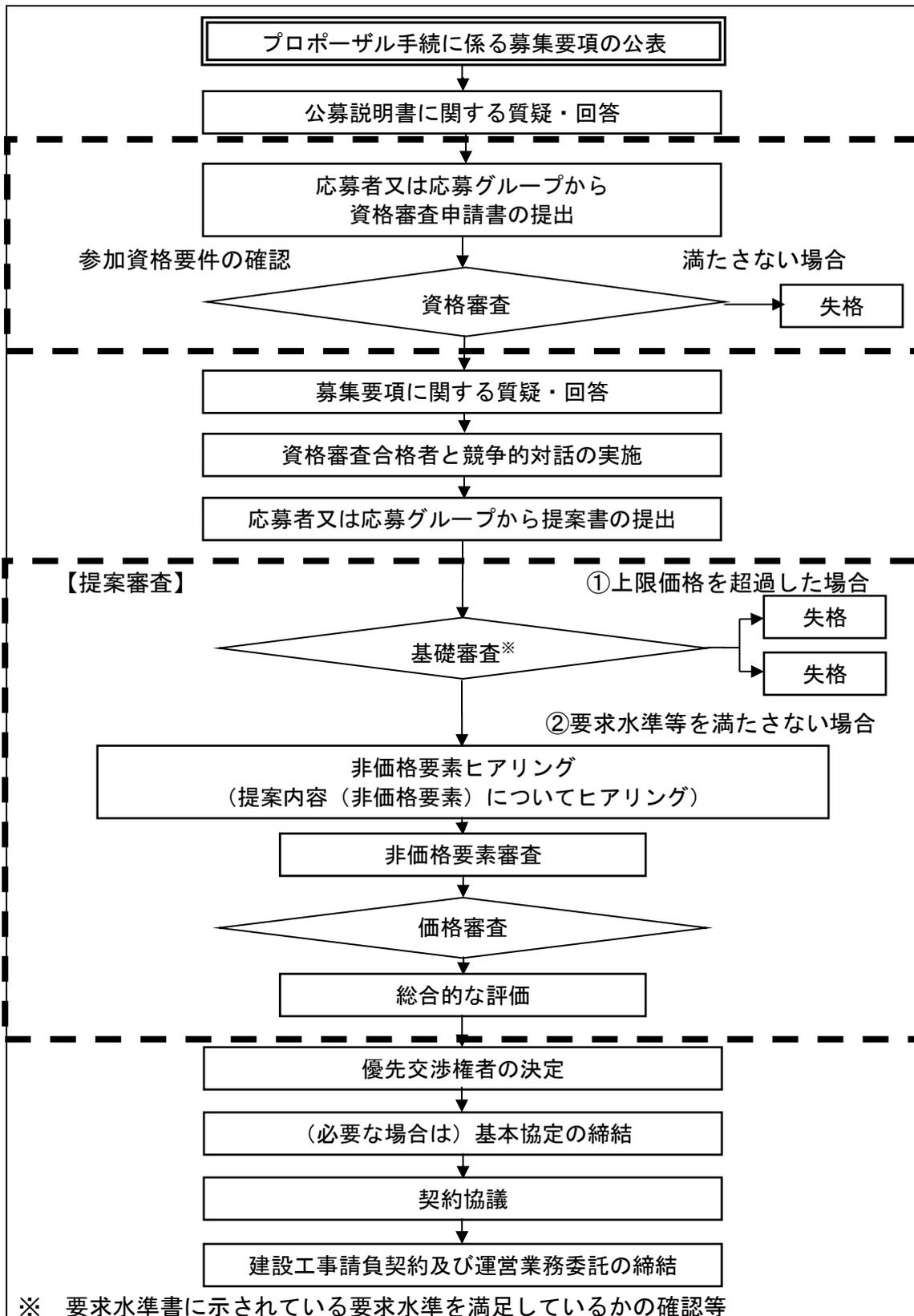


図1 民間事業者の選定フロー

1) 資格審査

応募者より提出された資格審査申請書等から、応募者が参加資格要件を満たしているかを確認し、結果に応募者に対して通知する。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2) 提案審査

(1) 基礎審査

資格審査に合格した応募者から提出された提案書類について、要求水準書等に示された性能要件を満たすものであること及び事業としての妥当性を有していることの審査を行う。

以下に、基礎審査における視点を示す。上限価格を超過した場合及び要求水準書等に示す基準を満たしていない場合は失格とする。なお、価格提案書の確認は、非価格要素審査における公平性を期すため、委員長立会のもと、審査に関係しない財務担当職員が確認を行う。

①提案書類の審査

- ア. 必要である提案書類が揃っているか
- イ. 提案書類において書類間での整合が図れているか

②提案書類と要求水準書の適合性

- ア. 要求水準を満たした技術提案がされているか
- イ. 業務計画書内の金額の整合が図れているか
- ウ. 要求水準書及び契約条件を遵守しているか

(2) 非価格要素審査

非価格要素提案書及び業務計画書の提案内容を評価の視点に基づいて評価し点数化する。なお、審査にあたりヒアリングを実施する。

(3) 価格審査

価格審査における点数化方法に基づいて提案価格を点数化する。

(4) 総合的な評価

(2)の「非価格要素審査点」と(3)の「価格審査点」を加えて評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。また評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、くじ引により優先交渉権者を決定する。

$\text{評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格審査点}$

なお、非価格要素審査点の満点を70点、価格審査点の満点を30点とし、合計100点満点とする。

4. 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法

1) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は70点とする。以下に示す各評価項目の得点の合算を非価格要素審査点とする。評価項目及び配点、採点基準を以下に示す。

なお点数は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

(1) 評価項目と配点

評価項目及び配点は、表1のとおりとする。

表1 非価格要素評価項目

評価項目	評価の視点	配点	
①事業全体に関する事項			
(1) 事業実施体制の考え方	ア 本事業を確実に実施するための体制について、代表企業、構成員、協力企業はそれぞれの経験、実績に基づいた適切な役割分担で計画されているか、また事業期間中の顕在するリスクに対して、対応策が具体的に提案されているか。	10	10 点
②安全、安心で安定稼働ができる施設			
(1) 中継施設転用工事及び解体土木工事の考え方	ア 令和7年9月30日までごみ焼却施設を稼働させることを踏まえ、仮設工事、整備工事及び解体工事等の工事計画が具体的かつ従来のごみ処理機能を損なわないような動線計画、作業計画について、優れた提案がなされているか。	10	30 点
	イ 計画ごみ質及び年間搬入実績を踏まえ、ごみ量、ごみ質（単位体積重量、含水率）の変動に対応するための設計上の工夫について優れた提案がなされているか。	5	
	ウ ダイオキシン類の拡散防止対策（大気、土壌、排水等を含む）及びアスベスト含有物の対策について、具体的に提案されているか。	5	
(2) 施設運用時における利用者への配慮	ア 搬入物の持込や料金支払い等、施設を利用する町民の利便性に配慮した優れた動線計画や工夫が具体的に提案されているか。	5	
(3) ごみ量変動に対する年間稼働計画の考え方	ア 計画ごみ質（単位体積重量、含水率）及び年間搬入実績を踏まえた年間稼働計画（運転時間の延長、人員増加の考え方、維持補修計画など）が具体的に提案されているか。	5	
③環境負荷の少ない施設			
(1) 脱炭素社会に向けた考え方	ア CO ₂ 排出量を最小化するための方策（省エネルギー機器及び運搬車の採用、運営期間中のCO ₂ 削減策等）について、優れた提案がなされているか。	5	15 点
(2) 騒音、振動、悪臭抑制対策の考え方	ア 騒音、振動、悪臭抑制対策について、設計面及び運営面において具体的かつ優れた提案がなされているか。	10	
④循環型地域社会の実現に貢献する施設			
(1) 効率的かつ経済的な運搬計画の考え方	ア 箱根町と湯河原美化センター間における運搬計画について、効率的（運搬回数、頻度を最小化する取組、混雑時間を避けた運搬計画等）かつ経済的（車両台数を最小化するための計画、燃料費削減等）に優れた提案がなされているか。	5	5 点
⑤地域経済への貢献			
(1) 地域経済への貢献	ア 事業期間を通じて地域企業や地域人材の活用について、積極的かつ具体的な提案がなされているか。	10	10 点

70 点

(2) 評価項目の採点基準

各評価項目において、次に示す5段階により評価、点数化する。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	特に優れている	項目ごとの配点×1.00
B	AとCの間	項目ごとの配点×0.75
C	優れている	項目ごとの配点×0.50
D	CとEの間	項目ごとの配点×0.25
E	要求水準を満たす程度	項目ごとの配点×0.00

2) 価格審査の点数化方法

価格審査点の配点は、30点とする。

価格審査点については、以下の方法で得点を算定する。

なお、点数は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

【価格審査点の算出式】

$$\text{価格審査点} = 30\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$